

掛川市規則第23号

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市行政組織規則の一部を改正する規則

掛川市行政組織規則（平成17年掛川市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「それぞれの課」の次に「(企画政策課を除く。)」を加え、同項の表中

「

管財課	財産管理係 契約係 検査係
-----	---------------

」

を

「

管財課	財産管理係 契約係
-----	-----------

」

に、

「

企画政策部	企画調整課	経営戦略係 行革推進係
-------	-------	-------------

」

を

「

企画政策部	企画政策課	
-------	-------	--

」

に、

「

地域支援課	地域づくり係 みどり推進係
-------	---------------

」

を

「

地域支援課	地域づくり係 みどり推進係
文化振興課	文化政策係 文化振興係

」

に、

「

健康福祉部	福祉課	社会福祉係 障害者福祉係
-------	-----	--------------

」

を

「

健康福祉部	福祉課	社会福祉係 障がい者福祉係
-------	-----	---------------

」

に、

「

保健予防課	保健企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
-------	-------------------------

」

を

保健予防課	健康企画係 母子保健係 成人保健係 特定健診係
-------	-------------------------

に、

下水整備課	総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
農林課	農政係 農産係
お茶振興課	お茶振興係
商工観光課	商業労政係 観光交流係 起業立地推進係

を

産業労政課	創業・労政係 企業誘致推進係
商業観光課	商業振興係 観光交流係
農林課	農政係 農産係
お茶振興課	お茶振興係

に、

土木課	都市基盤係
維持管理課	管理係 維持・営繕係 市営住宅係

を

土木課	都市基盤係
下水整備課	総務係 下水道整備係 浄化槽係 施設管理係
維持管理課	管理係 維持係

に改め、同条第3項中「企画政策部」を「都市建設部」に、「文化振興室」を「事業調整室」に、「文化振興係及び美術館係」を「海岸整備推進係」に改め、同条第4項を削り、同条第5項の表中

管財課	地籍調査室	地籍調査係
-----	-------	-------

を

管財課	検査室	検査係
	地籍調査室	地籍調査係

に、

企画調整課	秘書広報室	秘書係 広報広聴係
-------	-------	-----------

を

企画政策課	地域創生戦略室	経営戦略係 行革推進係
	秘書広報室	秘書係 広報広聴係

に、

農林課	農林整備室	農村基盤係 林業振興係
商工観光課	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
都市政策課	建築指導室	建築指導係

を

商業観光課	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係
農林課	農林整備室	農村基盤係 林業振興係
都市政策課	住宅政策室	建築指導係 住まい対策係

に改め、同項を第4項とする。

第7条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「都市建設部海岸整備推進室海岸整備推進係」を「都市建設部事業調整室海岸整備推進係」に改め、同号を第4号とし、同号に次のように加える。

ケ 急傾斜地崩壊対策事業に関する事。

コ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に関する事。

第8条第1項第1号に次のように加える。

カ 行政手続の適正化及び総合調整に関する事。

第8条第1項第2号ウからコまでを次のように改める。

ウ 政策法務の推進に関する事。

エ 法令の解釈及び運用並びに法的助言に関する事。

オ 条例、規則等の審査及び整備に関する事。

カ 顧問弁護士に関する事。

- キ 訴訟、審査請求等に関する事務の総括に関すること。
- ク 文書の例式に関すること。
- ケ 情報公開に関すること。
- コ 個人情報保護に関すること。

第8条第1項第2号に次のように加える。

- サ 公平委員会に関すること。
- シ 固定資産評価審査委員会に関すること。

第8条第3項第1号コをサとし、カからケまでをキからコマでとし、同号オの次に次のように加える。

- カ 庁舎内におけるEMS（環境マネジメントシステム）、省資源、省エネルギー等の推進に関すること。

第8条第3項第3号中「検査係」を「検査室検査係」に改める。

第9条中「企画調整課」を「企画政策課」に改め、同条第1項第1号中「経営戦略係」を「地域創生戦略室経営戦略係」に改め、同号エからソまでを次のように改める。

- エ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく市町村計画の策定及び調整に関すること。
- オ 地域創生総合戦略の推進及び総合調整に関すること。
- カ 移住及び定住に関すること。
- キ 庁議その他の庁内会議に関すること。
- ク 各種事務事業の総合調整に関すること。
- ケ 行政評価に関すること。
- コ 組織機構及び職員定数に関すること。
- サ 職員の事務引継に関すること。
- シ 広域行政の推進及び関係市町村との連絡調整に関すること。
- ス 高等教育機関に関すること。
- セ 総合教育会議に関すること。
- ソ 住民投票に関すること。

第9条第1項第1号に次のように加える。

- タ 指定統計調査その他各種統計調査に関すること。
- チ その他特命事項の調査及び計画に関すること。
- ツ 公益通報者保護の総括に関すること。

第9条第1項第2号中「行革推進係」を「地域創生戦略室行革推進係」に改め、同号に次のように加える。

エ 公共施設マネジメントに関すること。

第9条第2項第1号エ中「市民総代会」を「中央集会及び地区集会」に改め、同号クを削り、同項第2号ケ中「地域共生」を「多文化共生」に改め、同項第3号に次のように加える。

ケ 地域生涯学習センターの管理運営に関すること。

第9条第3項第1号イからサまでを次のように改め、同号シ及びスを削る。

イ 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）に関すること。

ウ 辺地総合整備計画に関すること。

エ 中山間地域の振興に関すること。

オ 交通政策の総合調整及び推進に関すること。

カ バス路線の拡充整備及び維持管理に関すること。

キ 新たな交通施策導入の調査及び研究に関すること。

ク JR満水新駅の設置に係る調査及び研究に関すること。

ケ 森の都ならここの里の管理運営に関すること。

コ 天竜浜名湖鉄道株式会社に関すること。

サ 株式会社森の都ならここに関すること。

第9条第3項第2号カ中「緑化推進及び生け垣等設置費補助」を「緑の保全及び緑化の推進」に改め、同号コ中「海岸砂防林」を「希望の森づくり」に改める。

第9条第5項第2号エ中「地方公共団体」を「地方公共団体情報システム機構」に改め、同号コ中「の発行」を削り、同号サ中「個人番号カード」を「マイナンバーカード」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項第1号ウ中「住民基本台帳カード」を「マイナンバーカード」に改め、同号ケ中「電子データの保護、管理及び職員研修」を「情報セキュリティ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文化政策係

ア 掛川市文化振興計画に関すること。

イ 掛川市文化政策審議会に関すること。

ウ 公益財団法人掛川市生涯学習振興公社に関すること。

エ 生涯学習センターの管理運営に関すること。

- オ 美感ホールの管理運営に関する事。
- カ 文化会館シオーネの管理運営に関する事。
- キ 掛川城天守閣及び掛川城御殿の管理運営に関する事。
- ク 二の丸茶室の管理運営に関する事。
- ケ 竹の丸の管理運営に関する事。
- コ 清水邸の管理運営に関する事。
- サ 二の丸美術館の管理運営に関する事。
- シ ステンドグラス美術館の管理運営に関する事。
- ス 美術館協議会に関する事。
- セ 文化芸術振興基金に関する事。

(2) 文化振興係

- ア 市民文化に関する事業の企画立案に関する事。
- イ 市民文化の振興に関する事。
- ウ 市民文化団体の指導育成に関する事。
- エ 市民文化団体との連絡調整に関する事。
- オ その他市民文化の振興に関する事。

第10条第1項第1号ク中「生活保護」を「生活保護法（昭和25年法律第144号）」に改め、同号ナをニとし、ケからトまでをコからナまでとし、同号クの次に次のように加える。

- ケ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関する事。

第10条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 障がい者福祉係

- ア 障がい者（精神障がい者を除く。）の福祉に関する事。
- イ 精神障がい者の保健及び福祉に関する事。
- ウ 難病患者等の居宅生活支援に関する事。
- エ 心身障害児学童保育に関する事。
- オ 障がい者の手当に関する事。
- カ 障がい者の医療費助成に関する事。
- キ 障害者福祉施設の整備に関する事。
- ク 障がい者の権利利益の擁護に関する事。
- ケ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援業者の指定、指導及び監督に関する事。

コ 東遠学園組合に関すること。

(3) 500人サポート推進室

ア 障がい者の就労支援に関すること。

第10条第3項第1号中「保健企画係」を「健康企画係」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エからケまでをウからクまでとし、同項第2号に次のように加える。

エ 養育医療申請の受付に関すること。

第10条第4項第1号中スを削り、同条第5項第1号カをキとし、オをカとし、エをオとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 地域医療体制の連携に関すること。

第10条第5項第5号エの(ウ)中「障害者（精神障害者）」を「障がい者（精神障がい者）」に改め、同号エの(エ)中「精神障害者」を「精神障がい者」に改め、同号エの(カ)中「障害者」を「障がい者」に改め、同項第6号エの(ウ)中「障害者（精神障害者）」を「障がい者（精神障がい者）」に改め、同号エの(エ)中「精神障害者」を「精神障がい者」に改め、同号エの(カ)中「障害者」を「障がい者」に改める。

第10条の2第1号オ及びカを次のように改める。

オ 大東・大須賀区域の認定こども園化に関すること。

カ 部内の調整に関すること。

第10条の3第1号に次のように加える。

ケ こども希望基金に関すること。

第10条の3第2号を次のように改める。

(2) こども育成係

ア 保育園及び認定こども園の設置及び廃止に関すること。

イ 保育園、幼稚園及び認定こども園の管理運営に関すること。

ウ 保育園、幼稚園及び認定こども園の保育料に関すること。

エ 保育園、幼稚園及び認定こども園に勤務する職員の研修の企画及び運営に関すること。

オ 保育園、幼稚園及び認定こども園の組織編成及び保育指導に関すること。

カ 子育て支援センターにおける支援業務に関すること。

キ 私立の保育園、幼稚園及び認定こども園の運営補助及び連絡調整に関すること。

ク 認可外保育施設の運営補助に関すること。

ケ 家庭的保育事業に関すること。

コ 乳幼児の特別支援教育に関すること。

第11条第1項第1号エ中「利活用」を「普及促進」に改め、同号カ中「庁舎内におけるスマートオフィスの推進及び環境ISO14001」を「EMSの普及」に改め、同項第2号ア中「公害」を「特定施設の公害」に改め、同号ク中「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」を「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく事務」に改め、同項第3号カ中「廃棄物処理施設」を「一般廃棄物最終処分場」に改め、同号キを次のように改める。

キ 産業廃棄物に係る県等との連絡調整に関すること。

第11条中第5項を削り、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を削り、第1項の次に次の2項を加える。

2 産業労政課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 創業・労政係

ア 中小企業の金融対策に関すること。

イ 雇用の促進に関すること。

ウ 労働環境の整備に関すること。

エ 職業訓練に関すること。

オ 内職相談に関すること。

カ 勤労者福祉に関すること。

キ 勤労者福祉会館の管理運営に関すること。

ク 商業、工業及び農業の連携の促進に関すること。

ケ 地場産品を活用した商品開発に関すること。

コ 起業及び新分野への進出に関する支援に関すること。

サ 新産業の育成及び支援に関すること。

シ コミュニティビジネスに関すること。

ス 雇用対策協定の推進に関すること。

セ 中東遠タスクフォースセンターに関すること。

(2) 企業誘致推進係

ア 工業振興計画に関すること。

イ 企業立地に関すること。

ウ 工業用水に関すること。

3 商業観光課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 商業振興課

- ア 商業の振興及び調整に関すること。
- イ 商工業関係団体との連絡調整に関すること。
- ウ これっしか処に関すること。
- エ 株式会社これっしか処に関すること。
- オ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関すること。
- カ ふるさと納税に関すること。
- キ 計量器及び計量指導に関すること。
- ク 消費者保護及び消費者相談に関すること。
- ケ 消費者関係団体との連絡調整に関すること。

(2) 観光交流係

- ア 観光の振興並びに観光施設の整備及び管理に関すること。
- イ 観光事業の計画及び実施に関すること。
- ウ 観光行事及び観光施設の宣伝紹介に関すること。
- エ 観光関係団体との連絡調整に関すること。
- オ 健康ふれあい館の管理運営に関すること。
- カ プラザ大須賀に関すること。
- キ 歴史と恵みの回廊整備事業に関すること。
- ク 観光施設整備基金及び健康ふれあい館基金に関すること。
- ケ グリーンツーリズムに関すること。
- コ 広域観光に関すること。
- サ DMOの推進及びシティプロモーションに関すること。

(3) 中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係

- ア 駅北土地区画整理事業の清算に関すること。
- イ 中心市街地の再開発事業等に関すること。
- ウ 中心市街地の活性化推進に関すること。
- エ TMOの推進及び指導に関すること。
- オ 中心市街地活性化基金に関すること。
- カ かけがわ街づくり株式会社に関すること。
- キ JR掛川駅の南北広場及び広場内設備の維持管理に関すること。

- ク 市営駐車場及び市営駐輪場の管理運営並びに路外駐車場に関する事。
- ケ 放置自転車防止対策に関する事。
- コ 掛川駅周辺施設管理特別会計に関する事。

第12条第1項第1号中エを削り、オをエとし、カをオとし、同項第2号オ中「土地利用委員会」を「土地利用対策委員会」に改め、同項第3号中「建築指導室建築指導係」を「住宅政策室建築指導係」に改め、同号ケを削り、同項に次の1号を加える。

(4) 住宅政策室住まい対策係

- ア 住宅対策の総合調整及び推進に関する事。
- イ 空き家等の適正管理に関する事。
- ウ 市が保有する建築物（教育財産その他教育委員会が管理する建築物を除く。）の設計並びに工事施工の指導及び監理に関する事。
- エ 市営住宅、再開発住宅及び住環境整備モデル住宅（以下「市営住宅等」という。）の建設に関する事。
- オ 市営住宅等の管理に関する事。
- カ 市営住宅等の家賃の決定及び徴収に関する事。

第12条第2項第2号ウを削り、同項第3号ウ及びエを削り、同条第3項第2号中「維持・営繕係」を「維持係」とし、同号エを削り、オをエとし、同項第3号を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 下水整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務係

- ア 各種下水処理事業の計画及び総合調整に関する事。
- イ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の啓発及び推進に関する事。
- ウ 宅内排水設備工事に関する事。
- エ 指定工事店の指定及び指導に関する事。
- オ 公共下水道事業及び農業集落排水事業の受益者負担金及び分担金に関する事。
- カ 下水処理施設の使用料に関する事。
- キ し尿の収集運搬業の許可に関する事。
- ク 公共下水道事業特別会計に関する事。
- ケ 農業集落排水事業特別会計に関する事。
- コ 浄化槽市町村設置推進事業特別会計に関する事。

(2) 下水道整備係

- ア 公共下水道施設及び農業集落排水施設の調査設計、工事施行等に関する事。
- イ 公共下水道施設及び農業集落排水施設の台帳整備に関する事。

(3) 浄化槽係

- ア 戸別浄化槽の設置の推進及び維持管理に関する事。
- イ 浄化槽の設置の推進に関する事。
- ウ 浄化槽清掃業の許可及び維持管理の指導に関する事。

(4) 施設管理係

- ア 公共下水道施設、農業集落排水施設及び汚水処理施設の維持管理に関する事。
- イ 衛生センターの管理運営に関する事。
- ウ 水質浄化に関する普及啓発活動に関する事。
- エ 東遠広域施設組合に関する事。

第13条第1号イからキまでを次のように改める。

- イ 国土強靱化地域計画に関する事。
- ウ 地域防災計画に関する事。
- エ 地震・津波対策アクションプランに関する事。
- オ 業務継続計画（BCP）に関する事。
- カ 原子力行政の総合調整に関する事。
- キ 原子力に関する防災、安全対策、啓発等に関する事。

第13条第1号に次のように加える。

- ク 災害応援協定に関する事。
- ケ その他危機管理の総合調整に関する事。
- コ 公共用施設維持基金及び地震・津波対策整備基金に関する事。
- サ 部内の調整に関する事。

第13条第3号カ及びキを次のように改め、同号ク及びケを削る。

- カ 交通安全及び防犯関係諸団体との連絡調整に関する事。
- キ その他市民の安全に関する事。

第14条第1号オ中(ヌ)を削り、(セ)を(ヌ)とし、(ソ)から(チ)までを(セ)から(タ)までとし、同条第2号エ中「の発行」を削る。

第15条第1号エの(セ)から(チ)までを次のように改める。

- (セ) 西大谷防災ダムの水位調整に関する事。
- (ソ) 市営住宅の入退去に関する手続に関する事。
- (タ) 公害発生時の初期対応に関する事。
- (チ) 有害鳥獣の駆除等に関する事。

第15条第1号エに次のように加える。

- (ツ) 下水道接続推進及び大須賀浄化センター内の水門管理に関する事。
- (テ) その他地域課題の解決に伴う特命事項に関する事。

第15条第2号エ中「の発行」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。